

対策地域内廃棄物処理業務等（減容化処理）に係る  
アドバイザー委員会設置要綱

1. 設置

対策地域内廃棄物処理業務等（減容化処理）の適正な業務の推進に資することを目的に、「対策地域内廃棄物処理業務等（減容化処理）に係るアドバイザー委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

2. 所掌事項

委員会は、次の事項について指導・助言等を行う。

- (1) 受注者が行う仮設焼却施設の計画、施工、運営等に関する事項
- (2) 生活環境影響評価書（案）や放射性物質濃度測定等に関する事項

3. 組織

- (1) 委員会の委員は、検討事項に知見を有する有識者から構成する。
- (2) オブザーバーとして、福島県、仮設焼却施設立地市町村が参加する。

4. 会議の公開

- (1) 委員会は非公開とする。
- (2) 事務局は、委員会の議事概要を作成し、公表するものとする。
- (3) 委員会で配布された資料は、公表されることで特定の者に利益・不利益を及ぼすものなどを除いて、公開とする。

5. 事務局

委員会の事務局は、環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課に置く。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

平成27年4月1日 一部改正。